

まちづくりにあなたの声を 介護保険運営協議会の市民委員を募集

- ***応募資格**／市内在住の40歳以上（2月1日現在）で、介護保険制度を理解している人
- ***活動内容**／平日昼間に年3回程度開催の会議において、大垣市高齢者福祉計画（第8期介護保険事業計画）の策定や進行管理などについて意見・提言を行う
- ***募集人員**／2人程度（選考）
- ***任期**／4月1日～2022年3月31日（3年間）
- ***応募方法**／2月19日（消印有効）までに、高齢介護課で配布の応募用紙（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、「介護保険について私が考えること」をテーマにした小論文（800字以内）を添えて、同課（〒503-8601 丸の内2-29、FAX81-6221、e-mail:koureikaigoka@city.ogaki.lg.jp）へ
- ***問合せ**／高齢介護課（☎47-7409）へ



災害時要援護者台帳に 登録しませんか？

自力避難に心配がある皆さん

ひとり暮らしの高齢者や障がいがある人などは、災害発生時の避難に手助けが必要な場合があります。災害時要援護者台帳は、こうした人の氏名・住所・緊急連絡先などを本人の同意により登録しておくもので、自治会などにあらかじめ提供され、災害発生時の援護活動などに活用されます。自力での避難に心配がある人はご登録ください。

- ❖**対象**／市内で在宅生活し、災害発生時に本人や家族などによる避難が困難で、下表のいずれかに該当する人
- ❖**台帳の提供先**／自治会、民生・児童委員、社会福祉協議会、警察署、消防署
- ❖**申込**／印鑑を持参し、下表の申込先（上石津・墨俣地域事務所も可）へ。または、申込書（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入・押印のうえ、社会福祉課（〒503-8601 丸の内2-29）へ
- ❖**問合せ**／社会福祉課（☎47-7256）へ



対象者	申込先
65歳以上のひとり暮らしの人	高齢介護課、または民生委員・児童委員
要介護1以上の介護認定を受けている人	高齢介護課
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている人	社会福祉課
その他災害時に地域の援護が必要な人	

災害発生時には、支援者も被災者となることが考えられます。「自分の身は自分で守る」という心構えを忘れずに。

人権について考える

同和問題・部落差別

同和問題（部落差別）は、同和地区（かつての同和对策事業の対象地区）、被差別部落などと呼ばれる特定の地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、日常生活のうえでさまざまな差別を受ける、重大かつ深刻な人権問題です。

国や地方公共団体などによるさまざまな取り組みの結果、住宅・道路・上下水道といった劣悪な生活環境などは、ほぼ解消されました。

しかし、現在においても、身元調査やインターネット上の心ない書き込みが行われるなど、同和問題に関する差別意識は依然として解消されていません。

誤った知識や偏見は、差別意識を助長する原因になります。私たち一人ひとりが、同和問題を正しく理解し、自分自身の課題として取り組むことが「国民の責務」として求められています。

詳しくは、人権擁護推進室（☎47-8576）へ。



中小企業の設備投資を応援します！ 償却資産に係る固定資産税の特例措置を実施

市は、中小企業の設備投資の支援措置として、償却資産に係る固定資産税を軽減する特例措置を実施しています。

設備投資を予定している中小企業や事業者などで、当制度の利用を希望される場合は、産業振興室（☎47-8609）または課税課（☎47-8158）までお問い合わせください。

- ◆**特例措置**／対象となる設備の償却資産に係る固定資産税を3年間ゼロとする
- ◆**対象事業者**／中小企業者など（資本金額1億円以下の法人、従業員1,000人以下の個人事業主など）で、先端設備等導入計画を策定し、市の認定（労働生産性年平均3%以上向上、市計画に合致）を受けた者 ※大企業の子会社を除く
- ◆**対象設備**／商品の生産もしくは販売または役務の提供の用に供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下表の設備 ※中古資産は除く

設備の種類	価格	販売開始時期
機械装置	160万円以上	10年以内
測定工具および検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	30万円以上	6年以内
建物付属設備	60万円以上	14年以内

◆**適用**／2021年3月31日（2020年度末）までに取得される設備

ご確認ください！

屋外広告物は 申請が必要です

まちなかなどに設置されている看板、道標、広告塔などは、条例上「屋外広告物」と呼びます。屋外広告物はルールに基づき表示・設置し、原則、市に申請して許可を受ける必要があります。

詳しくは、都市計画課（東庁舎2階、☎47-8694）へ。

許可申請が必要

許可申請書（市HPからダウンロード可）に必要書類を添付し、市に申請してください。設置場所や面積などの基準を審査します。また許可には、面積などに応じ、審査にかかる手数料が必要です。

なお、自己の住所・事務所などに設置する自家広告物は、1事業所など表示面積合計10㎡以下の場合、許可申請は不要です。※許可には期限がありますので、許可期間満了後も引き続き広告物を設置する場合は、更新の手続きが必要です。

安全点検の義務化

全国で屋外広告物の落下などの事故が多発しています。こうした事故を未然に防ぐため、更新申請時に、有資格者による安全点検の実施が義務化されています。許可期間満了後、引き続き広告物を設置する場合は、安全点検を実施し、許可期間満了日の30日前までに必要な書類を添えて申請してください。

